

令和5年名張市議会定例会

令和5年12月定例議会議員提出議案（1）

議員提出議案第 7 号

「再審法」の改正を求める意見書の提出について

当市議会は、「再審法」の改正を国に求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月21日提出

名張市議会議員

同

同

同

富田真由美

福田博行

木平秀喜

川合 滋

「再審法」の改正を求める意見書

えん罪は、犯人とされた方やその家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害の一つである。

えん罪被害者を救済するための制度には「再審」があり、「再審法」（刑事訴訟法第四編）にはその手続が定められているが、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、事件を担当する裁判官によって審理の進め方に大きなばらつきが生じるなど、適正・公平とはいえない状況にある。

その中でも、特に大きな問題となっているのが、再審における証拠開示の問題である。過去のえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかとなり、えん罪被害者を救済するための大きな原動力になっているが、現行法には、証拠の開示を定めた明文の規定はなく、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。

また、再審開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定後は速やかに再審公判に移行し、公開の法廷において改めて審理を行うべきであり、再審開始決定に対する不服申立ては認めるべきではない。

よって、政府並びに国会におかれては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、「再審法」を速やかに改正されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

名 張 市 議 会